

第3次明石市交通安全計画(素案)に関する意見公募結果

第3次明石市交通安全計画(素案)に関する意見募集(令和3年12月15日から令和4年1月14日)を行ったところ、4件(1名)のご意見の提出をいただきました。

意見の概要とそれに対する市の考え方は次のとおりです。

なお提出いただいたご意見は、主旨を損なわないように要約しました。

	意見の要約	意見に対する市の考え方
1 2	P10 1 自転車安全利用五則の周知 ・スピードの規制について、上限速度を言及して欲しい。 ・高校生の自転車利用について、歩道走行や車道の右側通行が目立っているが学校にお願いしても直らない。	自動車やバイクなど(原動機付自転車含む)には速度制限がありますが、自転車にはないため、原則としてその道路の制限速度に従う義務があることとなります。一方、速度の出し過ぎは重大事故に繋がる可能性が高いため、自転車利用者には節度を持って利用していただくように交通安全教室等で啓発に努めるとともに、ご意見については、警察に提供いたします。さらに、自転車利用者の危険走行については、市としても認識しており、第5章関係機関の連携「第2節 交通規制・取締り」<2取締り>に記載しています。 また、高校生の自転車利用マナーについては、第2章道路交通の安全「第1節 交通安全意識の向上への取り組み」<1. 年代別交通安全教育の推進(3)中・高校生>に記載のとおり、交通安全教育を継続実施して行くとともに、各高校と情報の共有を図り、さらなる啓発の強化にあたります。
3	P19 1 歩行者優先の道路整備 ・歩道のない通学路にあたる車道には注意喚起とスピード抑制を図るためカラー塗装をしてはどうか。	本市では歩行者の視点に立った道路整備を進めており、学校、地域、関係機関が一体となった定期的な通学路安全点検を実施しています。具体的な取組については、第1節<1歩行者優先の道路整備>に記載しています。

4	<p>P27 1 交通規制 (2) 効果的な交通規制の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・小学生の登校時間帯だけでも、歩行者用の青信号の時間を延長できないか。・車いす利用者が安心して渡れる時間を計測しているか。	<p>信号など規制に関する事柄については、警察が管轄するところとなっております。いただいたご意見について明石警察署に情報提供いたしましたところ、道路に設置されている信号機は、横断歩道の長さや車両側の通行量など、信号機設置場所ごとの交通事情を勘案して時間を設定しているとのことでした。個別の事案につきましては明石警察署、交通規制係にご相談いただきますようお願いいたします。</p>
---	--	---